

車載組込みシステムフォーラム 会則

第1章 総則 (名称)

(名称)

第1条 本会は、車載組込みシステムフォーラム（英語表記：Automotive Embedded System Industry Forum）と称する。

(目的)

第2条 本会は、自動車に搭載される組込みコンピューターシステム（以下、車載組込みシステムという）の開発技術に関する研究会活動を通じて、会員の技術向上をはかり、ひいては自動車分野の機械・情報・電子産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 車載組込みシステム技術者のコミュニティ作りとその運営
- (2) 車載組込みシステム基盤技術の調査・情報発信に関する事業
- (3) 車載組込みシステムに関するセミナーの企画・開催
- (4) 車載組込みシステムに携わる若手技術者の育成
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(所在)

第4条 本会は、事務所を名古屋市中区大須1丁目35番18号 一光大須ビル 7F 公益財団法人中部科学技術センターに置く。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 会員は、一般会員、協賛会員、個人会員、学生会員からなる。

一般会員は、団体として入会した会員をいう。

協賛会員は、本会の活動に賛同し入会した会員をいう。

個人会員は、個人として入会した会員をいう。

学生会員は、学生及びそれに準じる者とする。ただし企業に所属する社会人学生は除外する。

(入会)

第6条 入会は、別に定める車載組込みシステムフォーラムの入会申込書により事務局に申し込み、幹事会の承認を経て認められるものとする。

(会費)

第7条 会員は、会費を納めなければならない。

2 一般会員の年会費は、1企業につき5万円とする。

協賛会員の年会費は、1口年間5万円とする。

個人会員の年会費は、1人につき5千円とする。

学生会員の年会費は、1人につき3千円とする。

- 3 一般会員および個人会員は入会に際し、入会金を納めなければならない。
一般会員の入会金は5万円とする。
個人会員の入会金は5千円とする。

(退会)

第8条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 退会の届け出
- (2) 企業会員または個人会員にあつては、会費を滞納した場合
- (3) 前各号に掲げるほか会員たる資格を喪失した場合

(除名)

第9条 会員が研究会の会則に反する行為ないしは研究会に不利益な行為を行った場合、幹事会において3分の2以上の同意をもって除名とすることができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会の役員は、会長1名、副会長若干名、幹事20名以下、監事2名、事務局長1名とする。

- 2 会長、副会長、幹事、監事は、会員のなかから総会においてこれを選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、総会、幹事会を召集し、その議長となり、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、民法第59条に準じて監査する。
- 6 事務局長は幹事会において選任し、本会の事務局を運営する。
- 7 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 8 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 9 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は、一般会員、協賛会員、個人会員で構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 3 定期総会は、毎年1回開くものとする。
- 4 臨時総会は、幹事会において必要と認めるとき、もしくは会員の3分の1以上の求めにより開くものとする。
- 5 総会においては、この会則に別に規定するもののほか次の事項を決議する。
 - (1) 幹事会において総会に付議する必要があると認めた事項

(幹事会)

- 第13条 幹事会は役員および幹事会が必要と任命した会員をもって構成する。
 - 2 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

第5章 資産及び会計

(資産)

- 第14条 本会の資産は、次に掲げるものとする。
 - (1) 会費
 - (2) 事業収入
 - (3) 補助金、助成金
 - (4) その他収入

(資産管理)

- 第15条 本会の資産は、会長が幹事会の定める方法にしたがってこれを管理する。

(事業計画及び収支計画)

- 第16条 本会の事業計画書及び収支計画書は、会長が作成し、幹事会の議決を経て、総会にて承認されなければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第17条 本会の事業報告書及び収支決算書は、会長が作成し、監事の監査を経て、幹事会の議決を経て、総会にて承認されなければならない。

(事業年度)

- 第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 事務局

(事務局)

- 第19条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局の事務処理の方法は、会長が別に定める。

第7章 会則の変更と解散

(会則の変更)

第20条 本会則の変更は、幹事会において3分の2以上の同意をもって発議し、総会において出席した会員の2分の1以上の同意を得なければならない。

(会の解散)

第21条 本会は総会において出席した会員の2分の1以上の同意を得て解散できる。

2 解散するとき存する残余資産の処分については幹事会で定める。

第8章 雑則

(定めの無い事項)

第22条 この会則に定めの無い事項は、幹事会において別に定める。

(付 則)

1. この会則は、2008年4月1日をもって発効する。
2. この改正会則は、2011年4月18日から施行する。
3. この改正会則は、2012年4月1日から施行する。